

国の統治形態と官僚制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年二月二十六日

参議院議長 平田健二 殿

江口克彦

国の統治形態と官僚制に関する質問主意書

一 中央集権体制の下では、地方から人、物、金及び情報を一極（東京）に集中させることで、地方を過疎化し、活力を衰退させる弊害があると指摘されるが、中央集権体制に対する政府の見解を明らかにされたい。

二 中央集権体制という国の統治形態を続ける限り官僚制が必要となり、官僚自身の意図にかかわらず、官僚が跋扈することとなる。我が国の官僚制の持つ省益優先主義、規制万能主義、前例踏襲主義、全国一律主義などの特徴には、多くの批判がなされているが、このような批判を回避するため、政府はいかなる努力をしていくか、示されたい。

三 中央集権体制及び官僚制の下では、一般的に、地方自治体、国民は官僚からの指示命令、通達待ちとといった、受け身の姿勢が常態となる。我が国においても、長く続く中央集権体制の影響もあり、地方自治体や国民は消極的で、自己判断を嫌う傾向があるとされるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

